

証券コード 7280
2020年8月13日

株主各位

群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
株式会社 ミツバ
代表取締役社長 北田勝義

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている状況にありますので、株主さまには、本臨時株主総会への来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年8月27日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月28日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 第75期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式およびC種種類株式）発行の件
 - 第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

以上

【株主さまへのお願い】

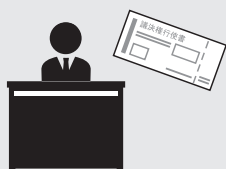
本臨時株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている中での開催となります。このため、当社といたしましては、以下のとおり対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申し上げます。

1. 議決権の行使は事前に郵送またはインターネット等で行い、本臨時株主総会への来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
2. 本臨時株主総会にご出席される場合は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。着用されない場合は、ご出席をお断りさせていただく場合があります。
3. 会場受付および会場入り口にアルコール消毒液を配備いたします。
4. 会場受付付近にて検温のご協力をお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合があります。
5. 本臨時株主総会の出席役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をいたします。
6. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場・ご着席いただけない場合があります。
7. 今後の状況により本臨時株主総会の運営に大きな変更、その他本臨時株主総会開催上の注意事項等が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mitsuba.co.jp/>）に掲載させていただきます。

以上

議決権行使方法のご案内

臨時株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

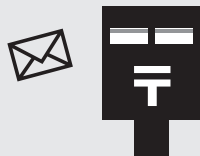
2020年 8月28日
(金曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

臨時株主総会にご出席されない方



▶ 郵送

行使期限

2020年 8月27日
(木曜日) 午後5時
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット

行使期限

2020年 8月27日
(木曜日) 午後5時
行使分まで



当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufug.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までにご行ってください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 臨時株主総会にご出席される株主さまとご欠席される株主さまの公平性を勘案し、お土産の配布はいたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表、連結株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表および株主資本等変動計算書に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mitsuba.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mitsuba.co.jp/>）に掲載させていただきます。

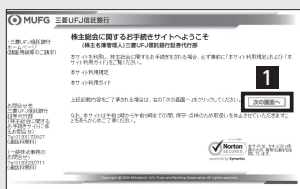


インターネットによる行使方法

2020年8月27日（木曜日）午後5時行使分まで

■ パソコンによる方法

1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

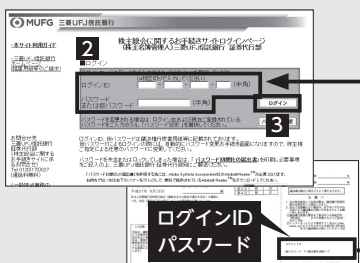


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



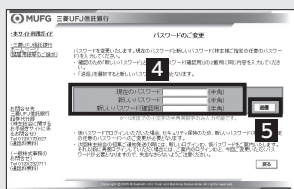
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力
(パスワードはお忘れにならないようご注意ください。)

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00~21:00

■ スマートフォンによる方法

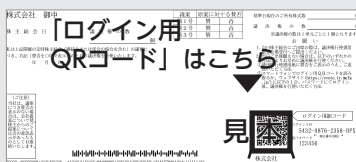


「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

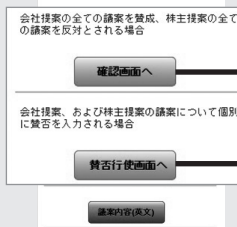
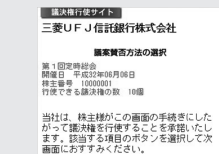
※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 1 QRコードを読み取る
- 2 議決権行使方法を選択
- 3 各議案の賛否を選択

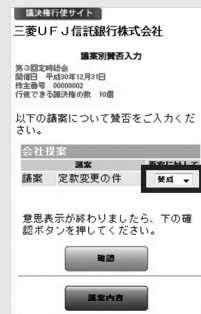
議決権行使書副票（右側）



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
前頁のパソコンによる方法に従ってログインしてください。

セキュリティの観点から2回目以降のログインの際は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式の発行を可能とするため、新たな種類の株式としてA種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式を追加し、A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式に関する規定を新設するものであります。これら種類株式の発行を必要とする理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

(2) 当社における全社会議体の構成を見直し、現行定款から執行役員会に係る規定の削除を行うものであります。(以下、上記(1)および(2)の定款変更を総称して「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、第2号議案から第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案								
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 ～ 第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は100株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 ～ 第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。 <u>当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>普通株式</td> <td>1億5千万株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>1万5千株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td>6千株</td> </tr> <tr> <td>C種種類株式</td> <td>5千株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数) 第6条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、<u>A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の単元株式数はそれぞれ1株とする。</u></p>	普通株式	1億5千万株	A種種類株式	1万5千株	B種種類株式	6千株	C種種類株式	5千株
普通株式	1億5千万株								
A種種類株式	1万5千株								
B種種類株式	6千株								
C種種類株式	5千株								

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 ～ 第11条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第7条 ～ 第11条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第2章の2 A種種類株式 (A種優先配当金)</p> <p>第11条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種優先配当金の額は、100万円（以下、本章において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後にいき、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3.当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（第4項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4.ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率6.0%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(残余財産の分配) 第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本章において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種種類株主等に対しては、前項に規定するほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の2第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、本章においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p> <p>(議決権) 第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の5 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本章において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにA種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、第3項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3. 当初取得価額は(a)又は(b)のうち、いずれか大きい価額とする。</p> <p>(a) 390.3円</p> <p>(b) 2020年7月15日に先立つ連続する20取引日及び2020年7月15日の翌日以降連続する20取引日（2020年7月15日を含まない。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値に0.9を乗じた価額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>4.取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> <p>[算式]</p> $\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$ <p>A = 調整前取得価額 B = 分割前発行済普通株式数 C = 分割後発行済普通株式数</p> <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> <p>[算式]</p> $\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$ <p>A = 調整前取得価額 B = 併合前発行済普通株式数 C = 併合後発行済普通株式数</p> <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{A \times (B - C + D \times E \div F)}{B - C + D}$ <p>A = 調整前取得価額 B = 発行済普通株式数 C = 当会社が保有する普通株式の数 D = 新たに発行する普通株式の数 E = 1株当たり払込金額 F = 普通株式1株当たりの時価</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>③その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>5. <u>普通株式対価取得請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>6. <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権) 第11条の6 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、法令の許容する範囲内において、(i)第2項に定める金銭(以下、「請求対象金銭」という。)及び(ii)第3項に定める数のB種種類株式(以下、「請求対象B種種類株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部(但し、一部の取得は、1千株の整数倍の株数に限る。)を取得することを請求すること(以下、「金銭及びB種種類株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象金銭及び請求対象B種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにA種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額とする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3. A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に償還係数（次条に定める。）を乗じて得られた額からA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を控除した額に金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、100万円を除して得られる数とする。なお、本条においては、償還係数における「金銭対価償還日」を「金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替える。また、金銭及びB種種類株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>4. 金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力は、金銭及びB種種類株式対価取得請求に要する書類が当会社に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の7 当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20取引日(東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。)前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部(但し、一部の取得は、5千株の整数倍の株数に限る。)を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</p> <p>本章において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。</p> <p>① A種種類株式の発行日の翌日から2021年6月30日まで : 1.07</p> <p>② 2021年7月1日から2022年6月30日まで : 1.12</p> <p>③ 2022年7月1日から2023年6月30日まで : 1.18</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④ 2023年7月1日から2024年6月30日まで ：1.24</p> <p>⑤ 2024年7月1日から2025年6月30日まで ：1.31</p> <p>⑥ 2025年7月1日以降 ：1.40</p>
(新 設)	<p>(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 第11条の8 当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第11条の9 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 2.当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3.当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新 設)	<p>(優先順位) 第11条の10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。 2.A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>3.当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 B種種類株式 (B種優先配当金)</p> <p>第11条の11 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、第11条の18第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. B種優先配当金の額は、100万円（以下、本章において「払込金額相当額」という。）に、8.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>3.当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（第4項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4.ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率8.0%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第11条の18第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(残余財産の分配) 第11条の12 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第11条の18第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本章において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. B種種類株主等に対しては、前項に規定するほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第11条の11第2項に従い計算されるB種優先配当金相当額とする（以下、本章においてB種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p> <p>(議決権) 第11条の13 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の14 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下、本項において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本章において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びにB種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、第3項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3. 当初取得価額は(a)又は(b)のうち、いずれか大きい価額とする。</p> <p>(a) 390.3円</p> <p>(b) 2020年7月15日に先立つ連続する20取引日及び2020年7月15日の翌日以降連続する20取引日（2020年7月15日を含まない。）のVWA Pの平均値に0.9を乗じた価額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWA Pが発表されない日は含まないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>4.取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> <p>【算式】</p> $\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$ <p>A = 調整前取得価額 B = 分割前発行済普通株式数 C = 分割後発行済普通株式数</p> <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> <p>【算式】</p> $\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$ <p>A = 調整前取得価額 B = 併合前発行済普通株式数 C = 併合後発行済普通株式数</p> <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{A \times (B - C + D \times E \div F)}{B - C + D}$ <p>A = 調整前取得価額 B = 発行済普通株式数 C = 当社が保有する普通株式の数 D = 新たに発行する普通株式の数 E = 1株当たり払込金額 F = 普通株式1株当たりの時価</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>5. <u>普通株式対価取得請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>6. <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の15 当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもち、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20取引日(東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。)前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に1.05を乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 第11条の16 当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。
(新 設)	(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第11条の17 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 2.当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3.当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
(新 設)	(優先順位) 第11条の18 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。 2.A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。 3.当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p>第2章の4 C種種類株式 (剰余金の配当) 第11条の19 当社は、C種種類株式を有する株主 (以下、「C種種類株主」という。)に対して、 剰余金の配当を行わない。</p>
(新 設)	<p>(残余財産の分配) 第11条の20 当社は、残余財産を分配するときは、 C種種類株主又はC種種類株式の登録株式質 権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類 株主等」という。）に対し、第11条の26第2 項に定める支払順位に従い、C種種類株式1 株につき、100万円（以下、本章において 「払込金額相当額」という。）の金銭を支払う。 2.C種種類株主等に対しては、前項に規定する ほか、残余財産の分配は行わない。</p>
(新 設)	<p>(議決権) 第11条の21 C種種類株主は、法令に別段の定め のある場合を除き、株主総会において議決権を 有しない。</p>
(新 設)	<p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第11条の22 C種種類株主は、C種種類株式の発行 日以降いつでも、当会社に対して、第2項に 定める数の普通株式（以下、本項において 「請求対象普通株式」という。）の交付と引換 えに、その有するC種種類株式の全部又は一 部を取得することを請求すること（以下、本 章において「普通株式対価取得請求」とい う。）ができるものとし、当会社は、当該普通 株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得 するのと引換えに、法令の許容する範囲内 において、請求対象普通株式を、当該C種種類 株主に対して交付するものとする。 2.C種種類株式の取得と引換えに交付する普通 株式の数は、C種種類株式1株当たりの払込 金額相当額に普通株式対価取得請求に係るC 種種類株式の数を乗じて得られる額を、第3 項及び第4項で定める取得価額で除して得ら れる数とする。また、普通株式対価取得請求 に係るC種種類株式の取得と引換えに交付す る普通株式の合計数に1株に満たない端数^が あるときは、これを切り捨てるものとし、</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3.当初取得価額は390.3円とする。</p> <p>4.取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> <p>[算式]</p> $\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$ <p>A = 調整前取得価額 B = 分割前発行済普通株式数 C = 分割後発行済普通株式数</p> <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> <p>[算式]</p> $\text{調整後取得価額} = A \times B \div C$ <p>A = 調整前取得価額 B = 併合前発行済普通株式数 C = 併合後発行済普通株式数</p> <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{A \times (B - C + D \times E \div F)}{B - C + D}$ <p>A = 調整前取得価額 B = 発行済普通株式数 C = 当社が保有する普通株式の数 D = 新たに発行する普通株式の数 E = 1株当たり払込金額 F = 普通株式1株当たりの時価</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はC種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>5. <u>普通株式対価取得請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>6. <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の23 当社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、A種種類株式又はB種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 本章において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。</p> <p>① C種種類株式の発行日の翌日から2021年6月30日まで：1.13 ② 2021年7月1日から2022年6月30日まで：1.25</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③ 2022年7月1日から2023年6月30日まで ：1.37</p> <p>④ 2023年7月1日から2024年6月30日まで ：1.51</p> <p>⑤ 2024年7月1日から2025年6月30日まで ：1.66又はパリティ係数のうち、いずれか大きい数値</p> <p>⑥ 2025年7月1日以降 ：1.80</p> <p>[パリティ係数] とは、次の算式により算出する。但し、1.80を超えないものとする。</p> $1 + \left[\frac{(a)}{(b)} - 1 \right]$ <p>(a) 金銭対価償還に係る通知の日の前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値</p> <p>(b) 金銭対価償還日において有効な前条第3項及び第4項で定める取得価額</p> <p>(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 第11条の24 当会社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第11条の25 当社は、C種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>2.当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3.当社は、C種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第16条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 ～ 第28条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第11条の26 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第16条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第15条の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 ～ 第28条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 執行役員及び執行役員会 (選任及び執行役員会)</p> <p>第29条 当社は取締役会の決議により執行役員を置き、当社の業務執行にあたらせることが出来る。 2.執行役員をもって、執行役員会を構成する。 3.執行役員及び執行役員会に関する取決めにについては、執行役員規定及び執行役員会規定による。</p> <p>第6章 監査等委員会</p> <p>第30条 ～ 第34条 (条文省略)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第35条 ～ 第38条 (条文省略)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第39条 ～ 第41条 (条文省略)</p> <p>附 則 (条文省略)</p>	<p>第5章 執行役員</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 当社は取締役会の決議により執行役員を置き、当社の業務執行にあたらせることが出来る。 (削 除) 2.執行役員に関する取決めにについては、執行役員規定による。</p> <p>第6章 監査等委員会</p> <p>第30条 ～ 第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第35条 ～ 第38条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第39条 ～ 第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (現行どおり)</p>

第2号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式およびC種種類株式）発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の要領にて、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合（以下、「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による募集株式（A種種類株式およびC種種類株式（以下、「本種類株式」といいます。)) の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件とします。また、2020年7月15日付で当社と割当予定先が締結した引受契約書（以下、「本引受契約」といいます。）において、割当予定先による本種類株式に係る払込みは、本臨時株主総会において、第1号議案から第4号議案が原案どおり承認可決されること、割当予定先が合理的に満足する内容の合意が当社と金融機関との間でなされていること、および国外の競争法に基づき必要な手続が完了すること等を条件としております。

また、本第三者割当増資により割当予定先に対して本種類株式が割り当てられた場合、本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、A種種類株式の累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額がいずれも存在しない状態で、最大で議決権数512,425個の普通株式が交付されることになり、2020年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である447,068個に対する割合は約114.6%となります。このように、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本議案についての株主の皆さまの意思確認を併せてお願いするものであります。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

(1) 募集に至る経緯および目的

当社は、四輪電装・二輪電装事業を中心にグローバルで事業を展開する企業グループです。四輪車・二輪車市場における技術革新のスピードが一段と加速し、グローバルのマーケットのニーズがますます多様化する環境下において、当社は中長期にわたり、強みとするモーター技術に制御技術および機構技術を相互に結び合わせたトップランナー商品を開発し、多様化するモビリティ市場において、顧客の安全・安心ニーズに応え、グループの総合力を結集することにより、エコロジー社会に向けた商品・サービスを重点ターゲットとして新規市場の開拓・創造にも取り組んでまいりました。

そのような中、当社は、2013年に『ミツバビジョン2024』を策定し、収益基盤の拡大を目指してまいりました。設備投資についても、グローバル供給体制を目指した国内外拠点の拡大、設備・金型・治具の内製化による柔軟な顧客対応力の構築を企図した投資を

継続して実施してまいりました。また、成長著しいインド等をはじめとする新興国向けの事業も伸長した結果、売上高は2014年3月期の2,725億円から2020年3月期は3,042億円まで成長いたしました。

他方で、当社は、2012年11月22日、自動車用スタータおよび自動車用ワイパシステムの製造販売に関し、独占禁止法の違反行為があったとして、日本の公正取引委員会より排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領いたしました。さらに、2013年9月26日、米国司法省との間で、当社の反トラスト法および関連法規違反行為に係る罰金1億35百万ドルの支払いについて合意するに至りました。その後も、2017年8月に米国における集団民事訴訟の原告団の一部と和解金107億52百万円の支払いで合意が成立するなど、カルテルに関連する資金流出が継続したため、財務体質が大幅に悪化いたしました。また、近年は米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題に伴う不透明感の高まりから世界的に景気の減退感が強まり、当社においても海外を中心に売上高の減少が想定を上回る状態で継続いたしました。さらに、2020年3月期の第4四半期以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界的な景気は一段と減速し、当社の事業活動にも多大な影響を及ぼしております。このような中、当社は抜本的構造改革の実施を決定し、事業構造改革に関連する費用（減損損失を含む）等を2020年3月期に特別損失として124億円計上いたしました。その結果、2020年3月期は138億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなり、連結自己資本比率は2014年3月期の21.9%から2020年3月期は9.2%まで低下いたしました。

これら財務・業績悪化の要因は、①売上偏重（過去の成功体験に囚われて採算性よりも規模を追求、拡販を目指した積極的な海外拠点拡大・設備投資）、②価格競争の激化（自動車部品メーカーのメガサプライヤー化（注）と価格競争の激化、付加価値の高い商品開発の遅れ）、③コスト競争力の低下（組織の細分化・専門化が進む中で部門間の連携が不足、グローバル生産供給体制を推し進めた結果としての設備投資の拡大による固定費の増大と品質対応費用の増加）、④設備投資の拡大（設備投資案件の管理体制・意思決定プロセスの未整備、投資案件の見極め不足）等にあったと認識しております。

(注) メガサプライヤーとは、大手自動車メーカーに対してグローバルに部品を供給する、売上規模が大きい企業の通称であり、近年ではメガサプライヤーが販売量を拡大しており、その結果として価格競争が激化しております。

かかる状況を打開し、再び安定した財務体質と業績回復基調を取り戻すため、当社は、抜本的構造改革に向け、①事業構造改革の推進、②企業体質の強化、③次世代に向けた取り組みの3つを重点施策とした第12次中期経営計画（以下、「本計画」といいます。）を策定いたしました。具体的には、①事業構造改革の推進に関しては、四輪事業においてグローバル生産供給体制の構造改革を推進し、今後は、成長の見込める二輪事業への経営資源シフトを図ります。また、②企業体質の強化に関しては、フリーキャッシュフロー改善

(固定費圧縮)による財務体質の強化、開発型ものづくり企業としての継続的改善およびガバナンス・経営管理能力の強化と生産プロセスの改革を推進いたします。さらに、③次世代に向けた取り組みに関しては、新価値商品の創出、システム開発の強化と機電一体化による商品の高付加価値化を推進し、また品質問題の未然防止・再発防止・早期収束のための組織体制を整備いたします。これらの構造改革を断行することにより、安定的な収益基盤の構築を図ってまいります。なお、本計画の詳細については、当社が2020年7月15日付で公表しております「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

当社としては、足下の厳しい経営環境から脱却し、本計画の各重点施策を確実に実施するためには、外部投資家から確実な資本性資金を提供いただき、必要な資金の確保と資本増強による早期の財務体質改善を図るとともに、事業面での各種支援をいただくことにより、当社が抱える財務面および事業面の課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが必要不可欠であるとの考えに至りました。このような考えのもと、当社は、具体的に外部投資家との協議を進めるべく、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、2019年8月以降、当社に対する資本性資金を提供していただける外部投資家の選定を検討してまいりました。かかる検討の結果、2019年10月に割当予定先から出資の可能性が示されたことを受け、当社は、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー合同会社（以下、「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー」といいます。）をそれぞれ起用した上で、2019年12月から、割当予定先によるデュージェレンスを実施し、2020年4月に割当予定先との間の具体的な提案内容の協議に入りました。その後、割当予定先から、デュージェレンスの結果等を踏まえた具体的な出資提案を受けることとなり、当社として、割当予定先の種類株式による投資実績、投資家としての特性、当該提案内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を検討したところ、現時点において当社が採り得る最善の選択であるとの判断に至ったため、今般、割当予定先からの出資の受入を決定いたしました。割当予定先は、当社の事業目的および経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、抜本的構造改革を断行することにより、安定的な収益基盤の構築を通じた当社の成長可能性を評価しております。また、割当予定先は、種類株式による投資実績および過去の投資案件における投資先へのサポートの実績があり、当社に対し、本計画の各重点施策の確実な実施に必要なアドバイスを提供し、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、最善であると判断いたしました。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、2020年3月期において、連結純資産は444億円、連結自己資本比率は9.2%となり、当社の純資産が大幅に減少している財務状況に鑑みると、財務体質の安定化を図るためには、金融機関等からの借入や社債発

行による負債性の資金調達を実施するよりも、資本性の資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、資金調達手法に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態および経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式の公募増資や第三者割当増資の実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。さらに、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオフアリング）または株式を割り当てる株主割当の実施は、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆さまに株主割当に応じていただけたとしても限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、当社にとっては、現時点における選択としては適切でないと判断いたしました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、さらに、適切な外部投資家が選定でき、当社にとって最も有効な選択肢となり得ると判断いたしました。そこで、上記「(1) 募集に至る経緯および目的」に記載のとおり、外部投資家の選定を検討した結果、割当予定先から、本第三者割当増資の提案を受けるに至りました。当社は、当社が必要とする資金を普通株式による第三者割当増資にて実施した場合に想定される即時の急激かつ大規模な希薄化および株主構成の変化が、当社の安定した事業運営や株価に与え得る影響に鑑み、急激な希薄化を抑制し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがない本種類株式を、割当予定先に対する第三者割当の方法で発行することといたしました。本第三者割当増資の実施により、早期に財務体質を改善し、当社が抱える財務面および事業面の課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが、現時点において当社が採り得る最善の選択であると判断いたしました。

当社は、本第三者割当増資により200億円の資金調達を行うことを企図しておりますが、そのうち150億円分をA種種類株式にて調達するほか、50億円分を、剰余金の配当がなされず、かつ、当初より希薄化率を約28.7%に固定することができるC種種類株式にて調達いたします。当社は、本第三者割当増資により調達する200億円全額を金銭償還する方針ではありますが、かかる償還までの優先配当の支払いに伴う資金負担を可能な限り抑制する、また、一部の償還ができない場合に備えて希薄化の懸念を可能な限り抑制するとの考えに基づくものです。

また、B種種類株式は、A種種類株式に付された、金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権の行使により発行されます。この設計は、A種種類株式の払込金額相当額に累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を加えた額を現金で償還し、加えて、最大でA種種類株式の払込金額相当額である150億円の40.0%相当額を、償還

プレミアムとしてB種種類株式により償還するものですが、かかる設計を採用することにより、償還プレミアム部分を含む全額を金銭で償還する、金銭のみを対価とする取得条項を行使した場合に比して当社の資金負担を抑制することが可能となるとともに、A種種類株式の全てについて普通株式対価の取得請求権が行使された場合に比して希薄化を抑制することが可能となります。

なお、本引受契約上、割当予定先は本引受契約に規定する転換制限解除事由が発生しない限り、2024年6月末までは、本種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。そのため、当社は、2024年3月期を最終年度とする本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予を確保することが可能となります。また、当社は、本計画の実行による内部留保の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて本種類株式を取得することにより、普通株式等を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。

(3) 割当予定先を選定した理由

上記「(1) 募集に至る経緯および目的」に記載のとおり、割当予定先は、当社の事業目的および経営方針にご理解をいただける投資家であるとともに、当社の成長可能性を評価しております。また、割当予定先は、種類株式による投資実績および過去の投資案件における投資先へのサポートの実績があり、当社に対し、本計画の各重点施策の確実な実施に必要なアドバイスを提供し、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、最善であると判断いたしました。

なお、当社と割当予定先との間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結しております。

① 当社の遵守事項

当社は、①当社が本計画が実現されるよう合理的な最大限の努力を尽くすこと、②取締役の選任が議題となる当社の各株主総会において、割当予定先の指名する者1名を当社の非常勤の社外取締役として選任する議案を上程し、かかる議案が承認されるよう合理的な最大限の努力を尽くすこと、③本計画の進捗状況等に関するモニタリング会議を設置・開催し、当該会議の結果の要旨を当社の取締役会に対して報告すること、④定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、剰余金の配当、一定の重要な資産の取得または処分、一定の組織再編行為、新規の借入等、倒産処理手続の申立等、本計画の変更、その他株主総会の決議を要する行為等を行う場合に、割当予定先の事前の承諾を得ること（ただし、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶または留保してはならないものとされています。）、⑤割当予定先に対して、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと、⑥割当予定先に対するA種種類株式およびB種種類株式に係

る剰余金の配当を実現するため、分配可能額を創出するべく、割当予定先と協議の上、必要な措置をとるよう合理的な最大限の努力をすること、⑦割当予定先による本計画の遂行および管理の支援等を目的として、割当予定先が指名する者の出向を受け入れ、割当予定先が推薦する外部の専門家を起用すること等を、割当予定先に誓約しております。

② 取得請求権の行使制限

割当予定先は、払込日以降2024年6月30日までの間、本引受契約に規定する転換制限解除事由が発生しない限り、A種種類株式について普通株式または金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権を行使することはできず、また、C種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。

③ 譲渡制限

本種類株式には譲渡制限が付されておりませんが、本引受契約上、割当予定先は、2024年6月30日までの間に本種類株式を第三者に譲渡する場合には、本引受契約に規定する譲渡制限解除事由が発生しない限り、当社の取締役会による承認が必要とされております。

④ 払込義務の前提条件

本臨時株主総会において、第1号議案から第4号議案までの各議案の承認が得られること、割当予定先が合理的に満足する内容の合意が当社と金融機関との間でなされていること、ならびに国外の競争法に基づき必要な手続が完了すること等が、割当予定先による本種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(4) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、2020年4月以降、当社の置かれた足下の厳しい経営環境および財務状況、多額の資本性の資金需要、当社の足下の株価状況等を踏まえつつ、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法および内容に関する交渉を重ねてまいりました。とりわけ、普通株式を対価とする取得請求権が付されているという本種類株式の商品性を踏まえ、既存株主への影響を軽減すべく、取得請求権の行使可能期間および転換制限解除事由の具体的な内容を含む本引受契約に関する真摯な交渉を重ねました。その結果、当社として合理的と判断する内容で割当予定先との合意に至り、本種類株式については払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯および当社の置かれた足下の厳しい状況等に加えて、本種類株式の設計上、割当予定先も本第三者割当増資を通じて相応のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えてお

ります。

もっとも、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して本種類株式の価値算定を依頼し、本種類株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」といいます。）を取得しております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、一定の前提（本種類株式の配当率、取得請求権、取得条項、当社普通株式の株価および株価変動率等）のもと、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本種類株式の価値算定を実施しております。本算定報告書においては、A種種類株式の1株当たりの価格は1,071千円～1,379千円、C種種類株式の1株当たりの価格は935千円～1,169千円とされております。

なお、本種類株式の価値算定結果の詳細は、下記のとおりであります。

① 本種類株式の価値算定結果

A種種類株式	1株当たり1,071千円～1,379千円
C種種類株式	1株当たり935千円～1,169千円

② 採用数値の概要

株価	381円（2020年7月14日の東京証券取引所における当社普通株式の終値）
配当利回り	0.0%（当社普通株式の直近の配当実績に基づき算出）
株価変動率	50.0%（直近の株価情報を日次観察して算出）
無リスク利子率	-0.1%（日本国債の長期利回りを採用）

上記のとおり、当社としては、本種類株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる本算定報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額であると判断せざるを得ず、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、A種種類株式を発行することといたしました。

また、C種種類株式については、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーによる本算定報告書における上記評価結果や、C種種類株式の発行条件は当社の置かれた経営環境および財務状況を考慮した上で、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていること等を総合的に勘案し、C種種類株式の発行は有利発行には該当しないと判断いたしました。しかしながら、C種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、

会社法上、C種種類株式の払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会で会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、C種種類株式を発行することといたしました。

(5) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を15,000株、C種種類株式を5,000株発行することにより、総額20,000,000,000円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的および資金使途に照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、本種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、またはA種種類株式の金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権の行使により交付されるB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。A種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、A種種類株式の累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額がいずれも存在しない状態で、最大で議決権数384,319個の普通株式が交付されることとなり、2020年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である447,068個に対する割合は約86.0%となります。なお、A種種類株式の全部について、A種種類株式に付された金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権が行使された場合において、これによって発行されたB種種類株式の全部につき、B種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、B種種類株式の累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額がいずれも存在しない状態で、最大で議決権数153,727個の普通株式が交付され、2020年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である447,068個に対する割合は約34.4%となるため、A種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に生じる最大の希薄化よりも小さいものとなります。また、C種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数128,106個の普通株式が交付されることとなり、2020年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である447,068個に対する割合は約28.7%となります。なお、本種類株式の最大希薄化率の合計は約114.6%となります（A種種類株式の最大希薄化率は約86.0%、C種種類株式の最大希薄化率は約28.7%）。

このように、本種類株式またはB種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社の普通株式の希薄化が生じることとなりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②本引受契約において、A種種類株式については、転換制限解除事由が発生しない限り、2024年6月30日までは割当予定先は普通株式または金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権を行使

しない旨の合意がなされており、また、C種種類株式についても、転換制限解除事由が発生しない限り、2024年6月30日までは割当予定先は普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、抜本的構造改革の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、③A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式については、取得価額が固定されている（ただし、一定の場合には取得価額が調整されます。）こと、④A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式には発行日以降いつでも行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式を強制償還することで、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を一定程度抑制することが可能な設計がなされていること（特に、A種種類株式については、全部の取得だけでなく一部の取得も可能な設計となっております。）等により、希薄化によって既存株主の皆さまに生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理性があると判断しております。

上記のとおり、割当予定先は、本種類株式について、本引受契約に定める転換制限解除事由が発生しない限り、2024年6月30日までは、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。そのため、当社は、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予を確保することができます。当社は、本計画の実行による内部留保資金の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて本種類株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。

2. 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類および数

A種種類株式	15,000株
C種種類株式	5,000株

(2) 募集株式の払込金額

A種種類株式	1株につき1,000,000円
C種種類株式	1株につき1,000,000円

(3) 増加する資本金および資本準備金

① A種種類株式

資本金	7,500,000,000円（1株につき500,000円）
資本準備金	7,500,000,000円（1株につき500,000円）

② C種種類株式

資本金	2,500,000,000円（1株につき500,000円）
資本準備金	2,500,000,000円（1株につき500,000円）

(4) 払込金額の総額

A種種類株式	15,000,000,000円
C種種類株式	5,000,000,000円

(5) 払込期間

本臨時株主総会の日の翌日である2020年8月29日から2021年1月20日（割当予定先との間では、本引受契約に規定する割当予定先の払込義務の前提条件の全部が充足または放棄されることを条件として、（i）2020年9月30日または（ii）本臨時株主総会の日の翌日から2021年1月20日までの間で、当社および割当予定先が合意する日に払込みを行うことを合意しております。この期間を払込期間とした主な理由は、国外の競争法に基づく必要な手続が完了するまでに要する期間を正確に予想することが困難であるためですが、当社と割当予定先の間では、当該前提条件が2020年9月30日までに充足されるよう合理的な最大限の努力を尽くすものとされており、当社としては2020年9月30日までの払込みの完了を目指しております。）

(6) 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合に全ての本種類株式を割り当てます。

(7) 本種類株式の内容

本種類株式の内容につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

第3号議案 資本金および資本準備金の額の減少の件

目下の業績ならびに経営環境等に鑑み、早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実行に備えるため、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき次のとおり資本金および資本準備金の額の減少（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）を行い、本資本金等の額の減少により生じた剰余額を分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることをお願いするものであります。

なお、本資本金等の額の減少につきましては、本第三者割当増資の効力が生じることを条件といたします。

1. 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額19,885,337,250円を14,885,337,250円減少して、5,000,000,000円とする。

2. 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額26,597,227,321円を26,582,726,269円減少して、14,501,052円とする。

3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替える。

4. 本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2021年1月21日（木）

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

当社の経営体制および内部統制機能の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役の選任の効力は、本第三者割当増資の払込がなされることを条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こまがた たかし 駒形 崇 (1976年5月6日) (新任) (社外)	1999年4月 株式会社住友銀行入行 2000年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 2002年11月 野村證券株式会社入社 2006年10月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社 2009年2月 丸の内キャピタル株式会社入社 2011年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社入社 同社ディレクター 2015年1月 同社マネージングディレクター 2019年12月 同社取締役に就任 投資部門共同部門長 現在に至る (重要な兼職の状況) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役	一株
【選任理由】 投資ファンド運営会社および大手金融機関での業務経験から、金融や企業経営について豊富な経験と高い見識を有し、グローバルかつ多様な視点から当社の取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		

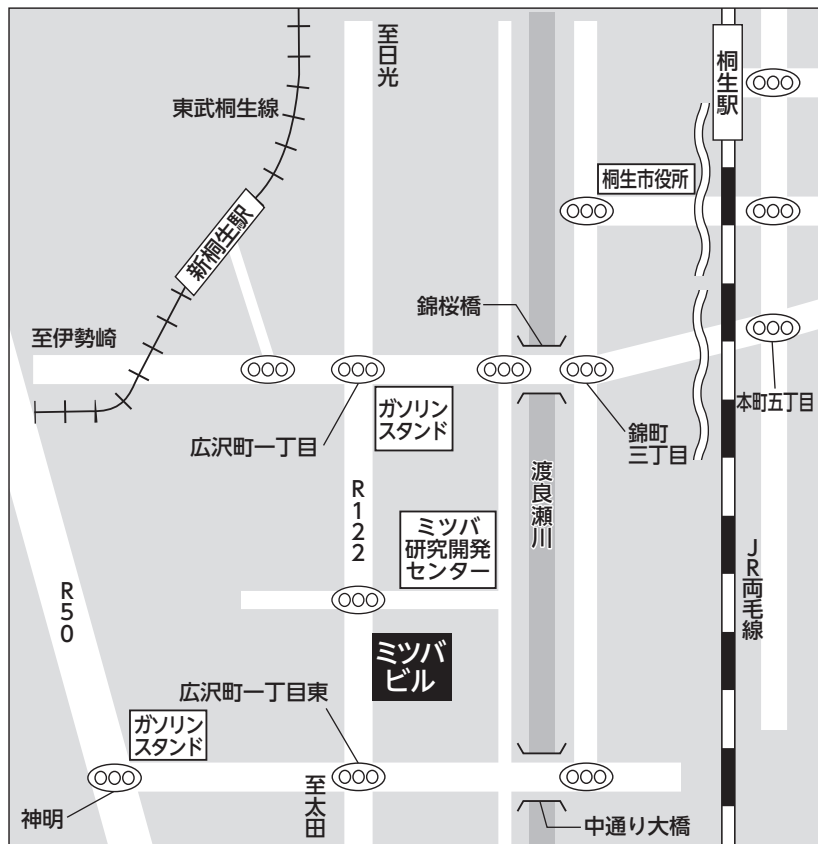
- (注) 1. 候補者駒形崇氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第2号投資事業有限責任組合は、当社との間で本種類株式の引受契約を締結しております。
2. 候補者駒形崇氏は社外取締役候補者であります。
- ①社外取締役候補者とする理由につきましては、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
 - ②候補者駒形崇氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となつたことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - ③候補者駒形崇氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④候補者駒形崇氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、駒形崇氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額といたします。

以上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目 2789 番地 1
 株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール
 電話 0277-52-0111 (代表)



最寄り駅

東武桐生線 新桐生駅より 徒歩10分
 J R両毛線 桐生駅より タクシーにて10分

最寄IC

北関東自動車道 太田桐生ICより 15分
 北関東自動車道 太田藪塚ICより 20分

